

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第1 金融商品取引法の一部改正

1 暗号資産取引に係る規制の整備

(1) 暗号資産に係る情報の公表制度に関する規定の整備

イ 暗号資産であって、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）を「特定暗号資産」と定義する。（第二条第五十項関係）

ロ 特定暗号資産発行者に対し、特定暗号資産の募集・売出しにつき特定暗号資産情報の公表を義務付けるとともに、特定暗号資産の募集・売出し後の特定暗号資産定期情報及び特定暗号資産臨時情報の公表を義務付ける。（第二十七条の三十九、第二十七条の五十、第二十七条の五十一関係）

ハ 特定暗号資産情報が公表されている特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行う金融商品取引業者に対し、当該業務開始時における特定暗号資産情報等の公表を義務付けるとともに、当該業務期間中における特定暗号資産発行者が新たに公表した特定暗号資産情報等の公表を義務付ける。（第二十七条の五十三関係）

ニ 特定暗号資産発行者に対し、特定暗号資産の募集・売出しに関して公表する特定暗号資産情報について、当該特定暗号資産の募集・売出しに応じて特定暗号資産を取得し、又は買い付ける者が払い込む額が少額である場合を除き、監査証明を受けることを義務付ける。（第二十七条の五十九関係）

ホ 特定暗号資産情報が公表されていない暗号資産の暗号資産売買等業務を行う金融商品取引業者に対し、当該業務開始時における暗号資産情報の公表を義務付けるとともに、当該業務期間中における暗号資産臨時情報の公表を義務付ける。（第二十七条の六十、第二十七条の六十一関係）

ヘ 虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者等に係る民事責任、課徴金の規定の整備を行う。（第二十七条の四十一～第二十七条の四十八、第二十七条の六十六、第二十七条の六十七、第一百七十二条の十三～第一百七十二条の十九関係）

(2) 暗号資産取引等に係る業規制に関する規定の整備

イ 暗号資産の売買等を業として行う者に対する内閣総理大臣の登録に係る規定の整備

(イ) 暗号資産の売買、特定暗号資産の募集・売出し、暗号資産の借入れ等を業として行うことについて、金融商品取引業に含めることとする。（第二条第八項関係）

(ロ) 暗号資産取引業を行う金融商品取引業者に対し、金融商品取引業及び金融商品取引法第三十五条の二の二第一項又は第二項の規定によ

- り行う業務以外の業務を兼業しようとする場合、あらかじめ内閣総理大臣に届け出ることを義務付ける。(第三十五条の二の二関係)
- (ハ) 金融商品取引業者に対し、暗号資産取引業を適確に遂行するための業務管理体制の整備を義務付ける。(第三十五条の三関係)
- (ニ) 金融商品取引業者は、公益又は投資者の保護を確保するために必要な基準に適合しない暗号資産の取扱いを行ってはならないこととする。(第四十三条の七関係)
- (ホ) 金融商品取引業者は、ホの届出を行った業者以外の者から顧客の暗号資産の管理に必要な情報システムを継続的に利用させる業務等の提供を受けてはならないこととするとともに、金融商品取引業者に対し、当該業者から当該業務等の提供を受ける場合には、当該業者の指導その他の業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることを義務付ける。(第四十三条の十二関係)
- (ヘ) 金融商品取引業者が暗号資産取引業の一部を委託する場合、委託先の指導その他の委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることを当該金融商品取引業者に対し、義務付ける。(第四十三条の十三関係)
- (ト) 金融商品取引業者に対し、暗号資産取引に関して事故が生じた場合の顧客への補償原資として金融商品取引責任準備金の積み立てを義務付ける。(第四十六条の五関係)
- (チ) 暗号資産取引業を行う者の財務の健全性を確保するため、金融商品取引業者に対し、自己資本規制比率の算出等を義務付ける。(第四十六条の六関係)
- ロ 暗号資産取引業のうち、暗号資産の借入れを業として行うこと等の暗号資産取引特例業務のみを行う者についての登録等の特例の規定の整備を行う。(第二十九条の六関係)
- ハ 暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為について、それぞれ投資運用業、投資助言・代理業の規制の対象とする。(第二条第八項第十一号～第十五号関係)
- ニ 暗号資産取引に係る仲介業を金融商品仲介業に含める。(第二条第十一項、第三章の二関係)
- ホ 金融商品取引業者に対し顧客の暗号資産の管理に必要な情報システムを継続的に利用させる等の業務を行う者について、内閣総理大臣への届出、善管注意義務、業務管理体制の整備義務、監督上の処分等の規定の整備を行う。(第二条第五十四項、第五十五項、第三章の六関係)
- (3) 暗号資産取引等に係る不公正取引規制等に関する規定の整備
- イ 一定の暗号資産取引業を行う者による取扱いが行われている暗号資産の取引等に係るインサイダー取引規制の規定の整備を行う。

(イ) 特定暗号資産発行者関係者であって、特定暗号資産等に関する重要事実を所定の方法により知ったものは、その公表前に当該重要事実に係る特定暗号資産等の売買等を行ってはならないこととする。(第七十一条の七関係)

(ロ) 暗号資産取引業者関係者であって、暗号資産の取扱い等に関する重要事実を所定の方法により知ったものは、その公表前に当該重要事実に係る暗号資産等の売買等を行ってはならないこととする。(第七十一条の八関係)

(ハ) 大量売買者関係者であって、暗号資産等の大量売付け若しくは大量買付けの実施又はその中止に関する事実を所定の方法により知ったものは、その公表前に当該事実に係る暗号資産等の売付け等又は買付け等を行ってはならないこととする。(第七十一条の九関係)

(ニ) (イ) から (ハ) までに掲げる者は、他人に対し、当該重要事実等の公表前に取引をさせることにより利益を得させる等の目的をもって、当該重要事実等を伝達し、又は取引を勧めてはならないこととする。(第七十一条の十関係)

ロ 暗号資産の取引等に係る風説の流布・偽計、相場操縦行為及びインサイダー取引等に係る課徴金の規定の整備を行う。(第七十三条～第七十四条の三、第七十五条の三、第七十五条の四関係)

ハ 何人も、特定暗号資産発行者や金融商品取引業者等から対価を受けて取引判断に関する意見を一般に表示をする場合には、対価を受ける旨の表示を併せてすることを義務付ける。(第七十一条の十二関係)

ニ 金融商品取引法第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けずに暗号資産取引業を行う者が行った金融商品取引業者による取扱いが行われていない暗号資産等の売付け等は、その売買契約等を原則として無効とすることとする。(第七十一条の十五関係)

ホ 犯則事件の定義に、暗号等資産の売買その他の取引に係る事件を追加する。(第二百十条関係)

(4) その他

その他所要の規定の整備を行う。

2 特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備

(1) 一定の上場会社が特定非財務情報の開示を行う場合には、一般に公正妥当であると認められる作成基準に基づいて開示することを義務付けるとともに、当該上場会社に対し、当該情報に係る監査証明を受けることを義務付ける。(第二十六条の四、第二十六条の五関係)

(2) 有価証券報告書等に記載された将来情報等については、一定の場合には、民事責任規定における虚偽記載に該当しないことを明確化する。(第十七条、

第十八条、第二十一条、第二十一条の二、第二十二條関係)

- (3) 特定非財務情報監査証明業者に係る登録制度を導入し、登録申請書の記載事項及び添付書類、登録拒否要件その他の登録手続に関する規定の整備を行う。(第二条第四十六項～第四十八項、第二十六條の六～第二十六條の十関係)
- (4) 特定非財務情報監査証明業者に対する秘密保持義務、業務管理体制の整備義務、業務執行担当者の交代制等の業務の制限、業務に関する帳簿書類の作成及び保存その他の業務及び経理に関する規定の整備を行う。(第二十六條の十一～第二十六條の二十二関係)
- (5) 特定非財務情報監査証明業者に対する監督上の処分、報告徴取及び検査その他の監督に関する規定の整備を行う。(第二十六條の二十三～第二十六條の二十八関係)
- (6) 特定非財務情報監査証明業者が設立した一般社団法人であって、特定非財務情報監査証明業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定特定非財務情報監査証明業協会に関する規定の整備を行う。(第二十六條の二十九～第二十六條の三十六関係)
- (7) その他所要の規定の整備を行う。

3 成長資金供給の拡大に係る開示制度の見直し

- (1) 特定投資家のみを相手方とする私募等に係る勧誘対象者の範囲を拡大する。(第二条第三項、第四項関係)
- (2) 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、募集・売出しから除外する。(第二条第三項、第四項関係)
- (3) 有価証券届出書の提出免除基準を一億円から五億円に引き上げる。(第四条関係)
- (4) 少額募集に係る有価証券届出書(簡易な様式による有価証券届出書)を利用できる募集の範囲を発行価額総額が五億円未満の募集から十億円未満の募集に引き上げる。(第五条関係)
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

4 有価証券に係る不公正取引規制等の見直し

- (1) 公開買付け等に係るインサイダー取引規制の対象者の範囲拡大
公開買付け等対象者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者等の一定の関係者を公開買付者等関係者に追加する。(第百六十七條関係)
- (2) 課徴金制度に係る算定方法の見直し

- イ 公開買付者等関係者によるインサイダー取引等に係る課徴金の額の計算に用いる公開買付け等の実施に関する事実の公表後の価格について、その公表後二週間における最も高い価格と、その公表がされた日の前日における最終の価格に一・五を乗じて得た価格のいずれか高い価格等とする。
(第百七十五条、第百七十五条の二関係)
- ロ 大量保有・変更報告書を提出しない等の場合の課徴金の額を、対象となる株券等の発行者の時価総額の一万分の七とする。(第百七十二条の七、第百七十二条の八関係)
- ハ 高速取引行為による相場操縦行為の課徴金の額を、違反行為が開始された日から終了した日までの期間における取引による利益等とする。(第百七十四条の二の二関係)
- ニ 課徴金の額の端数計算につき、一円未満の端数切捨てとする。(第百七十六条関係)

(3) 課徴金制度の対象の拡大等

- イ 他人の名義をもって有価証券等に係る不公正取引を行った者は、課徴金の額を一・五倍とする。(第百七十三条～第百七十五条関係)
- ロ 違反行為等の実行を容易にする目的で自己の名義を利用させた者等に対する課徴金の規定の整備を行い、課徴金の額を違反者の利得相当額の二分の一とする。(第百七十五条の五関係)
- ハ 課徴金に係る事実の報告等をした者との間の合意に基づき、資料の提出等の行為をすることに対し課徴金の額を一定割合減額することとする。
(第百七十七条の二、第百七十七条の三、第百八十五条の七関係)

(4) 無登録業者に対する罰則の引上げ、犯則事件の定義の拡大

- イ 金融商品取引法第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行った者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。(第百九十七条関係)
- ロ 犯則事件の定義を、金融商品取引法第八章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を害するものその他の証券取引等監視委員会の調査の対象とすることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものに係る事件とする。(第二百十条関係)

(5) 外国金融商品取引規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限への出頭を求める権限の追加

内閣総理大臣は、外国金融商品取引規制当局から調査の協力の要請があった場合において、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、関係人又は参考人に対し、出頭を求め、当該職員に質問をさせることができることとする。(第百八十九条関係)

(6) 証券取引等監視委員会の犯則調査手続のデジタル化

電磁的記録提供命令に係る規定の整備を行うとともに、裁判官の許可状が電磁的記録による場合及び証券取引等監視委員会の職員が調書を電磁的記録をもって作成する場合に係る規定等の整備を行う。(第二百十一条～第二百十一条の三、第二百十二条～第二百十五条、第二百十六条～第二百二十二条の四、第二百二十四条、第二百二十六条関係)

(7) 顧客財産管理人制度の導入

内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の廃止等に際し、当該金融商品取引業者の業務の運営が著しく不適切であることにより、顧客財産の返還等に支障があると認めるときは、顧客財産管理人を選任し、当該金融商品取引業者に対し、当該顧客財産管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができることとする。(第五十七条の二十八、第五十七条の三十関係)

(8) その他

その他所要の規定の整備を行う。

5 罰則

所要の罰則規定の整備を行う。

6 その他

その他所要の規定の整備を行う。

第2 資金決済に関する法律の一部改正

1 暗号資産取引に係る規定の削除

第1の1に伴い、暗号資産取引に係る規制を資金決済に関する法律から削除する。(改正前の第二条第十四項～第二十項、改正前の第三章の三、改正前の第三章の四のうち暗号資産仲介行為に係る部分関係)

2 その他

その他所要の規定の整備を行う。

第3 施行期日等

1 この法律は、原則として、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げるものは、それぞれ次に定める日から施行する。(附則第一条関係)

(1) 無登録業者に対する罰則の引上げ、犯則事件の定義の拡大(暗号等資産の売買その他の取引に係る事件の追加に係る部分を除く。)に係る規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(2) 特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備並びに成長資金供

給の拡大に係る開示制度の見直しに係る規定 令和九年四月一日
(3) 証券取引等監視委員会の犯則調査手続のデジタル化に係る規定 令和九年十月一日

- 2 この法律の施行に際し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。(附則第二条～第九十一条関係)
- 3 この法律の施行の状況等に関する検討規定を設ける。(附則第九十二条関係)